



令和9年度 津山市教育・保育施設利用ガイド



●令和9年4月入園希望●

保育園（所）・認定こども園（保育利用）・認定こども園（教育利用）・市立幼稚園 共通

申請面談：令和8年11月2日（月）～令和8年11月13日（金）

※認定こども園（教育利用）・市立幼稚園は、空きがあれば令和8年11月16日（月）以降随時受付可能

●令和9年5月以降の入園希望●

認定こども園（教育利用）・市立幼稚園

保育園（所）・認定こども園（保育利用）

申請面談：令和9年2月1日（月）以降随時

申請される方は、申請書類一式のコピーを取ってからご申請ください。



津山市役所こども保育課

電話：0868－32－7028（直通）

【注意事項】

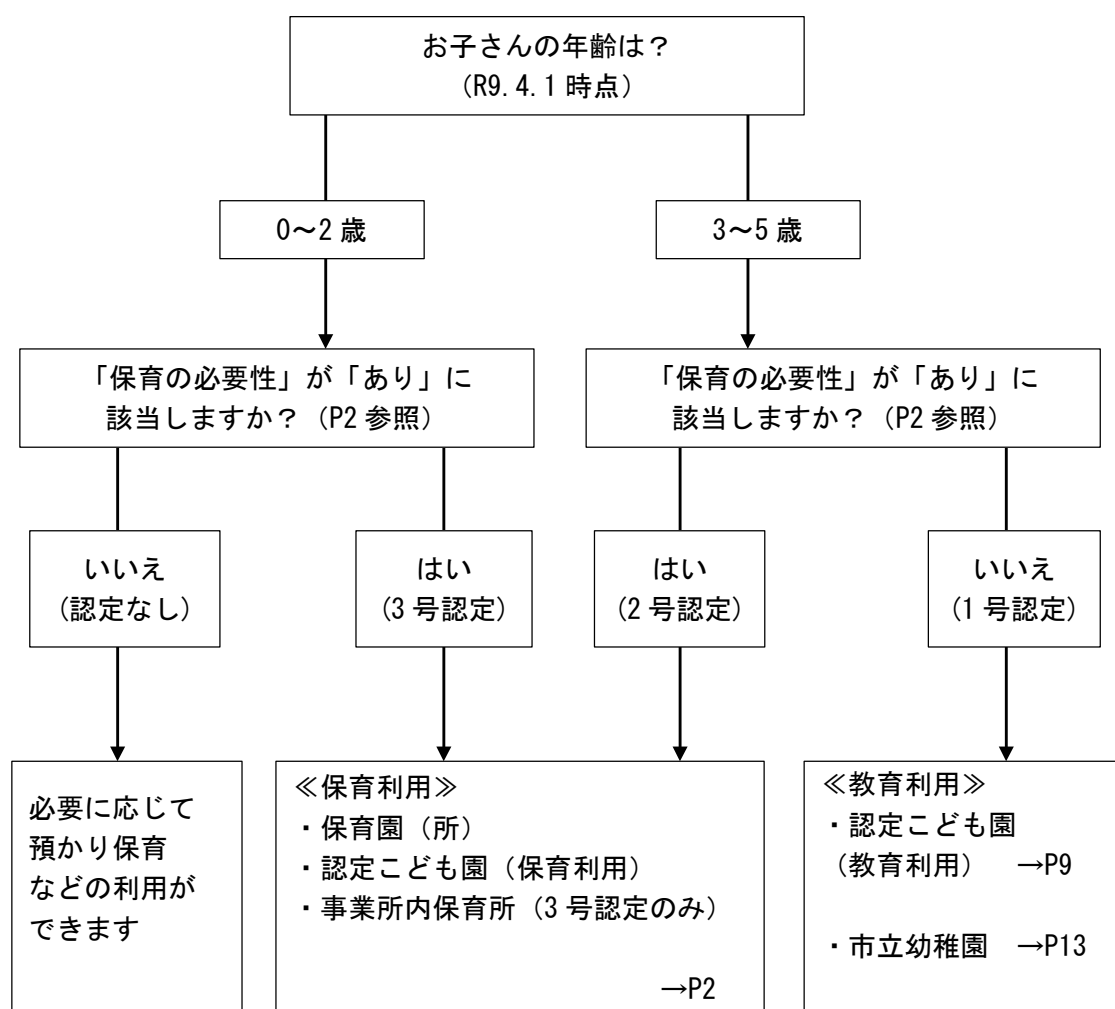
- ① 申請に際しては、本ガイドをよくご確認のうえ、ご家族で話し合うなどしっかりご準備いただき、ご質問がある場合は申請までに必ずお尋ねいただきますようお願いいたします。申請受付後や結果通知後に、認定や入所決定内容に関するお問い合わせには対応できません。
- ② 申請窓口の職員は、状況に応じた対応に努めていますが、特に4月入園は申請が集中することや皆様のご事情は様々であることから、個別の対応が十分できない場合があります。

目 次

■就学前児童が利用できる教育・保育について.....	P 1
■保育園（所）・認定こども園（保育利用）・事業所内保育所.....	P 2 ～ 7
○保育の必要性の認定について.....	P 2
○支給認定について（支給認定証・認定区分）.....	P 2
○入園申請について（募集対象・申請期間・提出書類・留意事項）.....	P 3
○申請からの流れ.....	P 5
○保育の必要量.....	P 6
○延長保育について.....	P 6
○認定後に変更が生じた場合の手続き.....	P 7
○退園届.....	P 7
■令和 9 年度 津山市の保育園（所）・認定こども園・事業所内保育所一覧.....	P 8
■市立認定こども園（教育利用）.....	P 9 ～ 1 1
○施設一覧（市立認定こども園）.....	P 9
○入園の条件（1号認定）.....	P 9
○支給認定について（支給認定証・認定区分・認定内容の変更）.....	P 9
○入園申請（申請面談・提出書類・その他）.....	P 1 0
○抽選選考.....	P 1 0
○申請からの流れ.....	P 1 1
○保育料・給食費.....	P 1 1
○開園日・保育時間及び休業日.....	P 1 1
○預かり保育.....	P 1 1
○その他.....	P 1 2
■市立幼稚園.....	P 1 3 ～ 1 6
○施設一覧.....	P 1 3
○入園資格.....	P 1 3
○入園申請（申請面談・提出書類・その他）.....	P 1 4
○抽選選考.....	P 1 4
○申請からの流れ.....	P 1 5
○保育料.....	P 1 5
○預かり保育.....	P 1 5
○通園バス.....	P 1 6
■津山市の保育料（利用者負担額）について.....	P 1 7 ～ 1 8
■津山市の副食費について.....	P 1 9 ～ 2 0
■幼児教育・保育の無償化の案内.....	P 2 1 ～ 2 2

就学前児童が利用できる教育・保育について

0歳から小学校就学前までのお子さんが利用できる施設は、「保育の必要性の認定」の有無やお子さんの年齢などによって異なります。また、施設の種類によって対象者や対象年齢、開園時間等が異なりますので、下記の図を参考にして該当ページをご確認ください。



※私立幼稚園、私立認定こども園（教育利用）は、園で入園申請の受付をしていますので、園にお問い合わせください。

保育園（所）・認定こども園（保育利用）・事業所内保育所

○保育園（所）、認定こども園（保育利用）・事業所内保育所とは

就労や病気のために、児童を家庭で保育できない保護者に代わって保育をする児童福祉施設です。

集団の中で生活や遊びを通じて幼少期における心身の健全な発達を促し、健やかな育ちを支えます。また、幼稚園や認定こども園（幼稚園利用）と同様に幼児教育の一翼を担い、児童の命を育み、「遊び」を通じて学ぶ意欲を育てます。

利用できる方は、「保育の必要性」が「あり」と認定される必要があります。保育の必要性を確認できない場合、保育園等の利用はできません。

○保育の必要性の認定について

保育施設等の利用（申込）をするためには、必要書類を提出し、保育の必要性があることを認定する「支給認定（2号又は3号）」を受ける必要があります。

保護者が次の要件に該当する場合に、保育の必要性が認定されます。

- ① 1か月に48時間以上労働することを常態としていること。
- ② 妊娠中、または出産後間がないこと。
※認定期間は、出産予定日の前後8週の属する月初から月末まで。
- ③ 疾病・負傷又は、精神・身体に障害を有していること。
- ④ 同居又は、長期入院等している親族の介護・看護をしていること。
- ⑤ 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていること。
- ⑥ 就学していること。（職業訓練校等における職業訓練を含む。）
- ⑦ 求職活動（起業準備を含む）を行っていること。

※認定期間は、認定開始日から90日目の属する月の末日まで。

- ⑧ 虐待やDVのおそれがあると認められること。
- ⑨ 育児休業中（**入園月の初日から3か月後の月の末日までに復職予定**）であること。

※すでに在園している子どもの認定期間は、育児休業対象児が1歳6か月になる年度末まで。

- ⑩ その他津山市が認める事由に該当するもの。

※日常の家事・育児は保育の利用を必要とする要件にはなりません。

○支給認定について

1. 支給認定証

津山市において保育の必要性が認められた方には「支給認定証（3歳未満はオレンジ、3歳以上は黄緑色のA4書類）を交付します。「支給認定証」は、施設への入園に係る大切な書類ですので、認定期間内は保管をお願いします。

2. 認定区分

保育利用を希望する子どものうち、0歳から3歳未満の子どもは「3号認定」、3歳以上の子どもは「2号認定」となります。

○入園申請について

1. 募集対象

令和9年4月以降の入園希望の募集対象者は次の通りです。**※出生前の申請はできません。**

- ・保育園（所）・認定こども園（保育利用希望）へ入園を希望される方
※市内在住で、小学校就学前の保育を必要とする乳幼児
- ・令和8年度の入園申請結果が不承諾であり、令和9年度も入園を希望する方
- ・事業所内保育所等を令和9年3月末に卒園予定であり、令和9年度も入園を希望する方

2. 申請・面談期間等

■令和9年4月入園希望の場合

こども保育課・各支所地域振興課で受付を行います。

申請面談：令和8年11月2日（月）～令和8年11月13日（金）※土日祝を除く。

午前8時30分～午後5時15分

※11月6日（金）・11月13日（金）のみ、こども保育課では午後7時まで受付可。

※郵送による申請の場合、申請面談期間最終日の午後5時15分必着とします。

※各園では申請書の受付はしていません。

■令和9年5月以降の入園希望の場合

こども保育課・各支所地域振興課で受付を行います。

申請面談：令和9年2月1日（月）以降随時

※入園希望月ごとに提出の締切日が異なりますのでご注意ください。

入園希望月	1次申請・締切日	2次申請・締切日
令和9年5月入園	令和9年2月26日（金）	令和9年3月31日（水）
令和9年6月入園	令和9年3月31日（水）	令和9年4月30日（金）
令和9年7月入園	令和9年4月30日（金）	令和9年5月31日（月）
令和9年8月入園	令和9年5月31日（月）	令和9年6月30日（水）
令和9年9月入園	令和9年6月30日（水）	令和9年7月30日（金）
令和9年10月入園	令和9年7月30日（金）	令和9年8月31日（火）
令和9年11月入園	令和9年8月31日（火）	令和9年9月30日（木）
令和9年12月入園	令和9年9月30日（木）	令和9年10月29日（金）
令和10年1月入園	令和9年10月29日（金）	令和9年11月30日（火）
令和10年2月入園	令和9年11月30日（火）	令和9年12月28日（火）
令和10年3月入園	令和9年12月28日（火）	令和10年1月31日（月）

※年度内に市内の園への転園はできません。

転園希望の方は次年度の4月入園申請時にお申し込みください。

3. 提出書類

〈すべての方が必要な書類〉

- ①令和9年度特定教育・保育施設利用申請書
- ②子どものための教育・保育給付支給認定申請書
- ③児童状況票
- ④入園申請に係る同意書
- ⑤保育を必要とする理由の書類（証明書等は、**証明日から3か月以内のもの**）

※父母の令和9年4月1日時点の状況（年度途中の随時入園の場合は、利用希望月時点の状況）を記載したものを提出してください。

事 由	必 要 な 書 類 と 留 意 点
☐ 就労（内職や就労予定を含む） ☐ 自営業・農業等 ☐ 育児休業	・就労証明書（証明日から3か月以内のもの）
☐ 求職活動（起業準備・離職等含む） ☐ 保護者の就学（通学予定を含む） ☐ 妊娠・出産 ☐ 親族の介護・看護 ☐ 保護者の疾病・障害	・保育を必要とする事由に関する証明書（就労証明書は除く） ※妊娠出産は親子（母子）健康手帳の写しも必要 ※就学は在学証明書・カリキュラムの写しも必要 ※介護・看護、疾病・障害は医師証明欄の記載も必要（身体障害者手帳や介護保険被保険者証等も必要）
☐ 災害復旧	・り災証明書※その他、り災したことが分かるもの。

〈状況によって必要な書類（必須）〉

事 由	必 要 な 書 類 と 留 意 点
☐ 令和8年1月1日、令和9年1月1日時点で津山市に住民票がない方	・個人番号（マイナンバー）届出書

〈状況によって必要な書類（任意）〉

事 由	必 要 な 書 類 と 留 意 点
☐ 保育料の支払い方法で口座払いを希望される方	・口座振替依頼書 ※ただし市内に本支店を有する金融機関に限ります。
☐ 離婚調停中の方	・事件係属証明書等、調停中であることがわかる書類の写し
☐ 保育士資格を有しており、津山市内の認可保育園（所）・認定こども園に保育士又は保育教諭として就労中、就労（復帰）予定の方	・保育士証の写し ・保育士等の就労に関する調査票
☐ 入園児童の保護者が里親の方	・児童委託書等の写し
☐ 兄弟が私立幼稚園、児童発達支援事業所等に通園している方	・兄弟の在園証明書（令和9年度分） ※令和9年4月から入園予定の場合は、入園が決定次第必ず在園証明書を提出してください。
☐ 同一生計の兄弟が就学のため大学等に進学している方	・兄弟の学生証の写し ※学生証発行前の場合は合格証の写し等を提出し、学生証が発行でき次第、学生証の写しを後日必ず提出してください。

4. 入園申請に関する留意事項

〈申請について〉

申請される方は、申請書類一式のコピーを取ってからご申請ください。保護者が育児休業中の場合、入園申請はできますが、入園初日から3か月後の月の末日までに復職する必要があります。入所が保留となり、育児休業を延長される場合の手続きとして申請書類の写しが必要な場合があります。

〈特別な支援を必要とするお子さんについて〉

食物アレルギーや障害のあるお子さん、医療的配慮（たん吸引等）を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、安全にお預かりをするため、お子さんの状況を詳しくお伺いする必要があります。保育環境により入園が難しい場合がありますので、入園申請の前に必ずこども保育課にご相談ください。また、お子さんの心身の状態や発達について気がかりな点がある場合、健診や医療機関の受診で指摘されたことがある場合には、必ず児童状況票にご記入ください。

〈入園決定後の保育園の辞退について〉

入園承諾通知後に辞退すると、保育園等に迷惑がかかることや同じ保育園等を申込みされた他の方が利用できなくなる場合があります。転出等の場合を除き、**入園決定後に辞退することのないよう希望園については、十分にご検討のうえお申込みください。**

〈保育園の転園について〉

年度内に市内の園への転園はできません。転園希望の方は、次年度の4月入園申請時にお申し込みください。

〈慣らし保育について〉

慣らし保育は、入園後にお子さんが集団生活に慣れることを目的に、保育時間を短縮して保育を行うため、入園前に行うことはできません。期間等はお子さんの年齢や保育園等によって異なります。

〈転入予定の場合について〉

市外にお住まいの方で、利用開始日までに転入予定の方は、津山市の受付期間内に、津山市の申請書類を用いて申請をしてください。申請書類の住所欄には、現在の住所・津山市での住所（予定可）・転入予定時期をご記入ください。

〈市外の保育園等を利用したい場合について〉

市外の保育園等を利用したい方は、津山市の様式を用いて津山市こども保育課へ申請をしてください。津山市の様式以外の必要書類や申請期間等については、あらかじめ希望先の保育園等のある市区町村に確認してください。

〈その他〉

保育園・認定こども園（保育利用）は、認定時間内のうち「家庭での保育ができない時間帯」にお預かりする施設です。お子さんの健やかな成長には、保護者の方と過ごす時間がとても大切です。仕事がお休みの日等、ご家庭での保育が可能な日は、ぜひご家族でお過ごしください。

○申請からの流れ

	令和 9 年 4 月入園の場合	令和 9 年 5 月以降の入園の場合
① 入 園 調 整	書類審査等の結果、家庭での児童の保育が困難と認められた場合に保育の必要性の高い児童から利用園（所）の調整を行います	
② 各 種 通 知 送 付	令和 9 年 2 月下旬に送付予定	入園希望月の前月に送付
	支給認定証と入所承諾通知書又は、入所保留通知書（※1）を送付します 保育の必要量は支給認定証に記載しています ※事前のお問合せにはお答えできません	
③ 入 園 説 明 会 等	入園内定園から案内があります	入園内定後、必ず保護者から園にお問い合わせください
④ 保育料決定通知送付	令和 9 年 4 月中旬に送付	入園当月の月上旬に送付
	3 歳以上のお子さんは、「副食費のお知らせ」も送付します	

（※1）入所保留通知書が届いた方については、第 1 希望園にて待機登録とし、令和 9 年度中は毎月入園調整を行います。ただし、待機登録は令和 9 年度末日（令和 10 年 3 月 31 日）までとなりますので、入園が決定していない方で次年度（令和 10 年度）も入園を希望される方は、改めて次年度（令和 10 年度）の入園申請書類の提出が必要です。

○保育の必要量

保育を利用できる要件によって決定されます。

保 育 の 利 用 を 必 要 と す る 要 件	保 育 の 必 要 量	保 育 時 間
1 か月に 120 時間以上の労働等を常態としていること。	保育 標準時間	1 日 11 時間まで ＋ 必要に応じた 延長保育
出産予定日の前後 8 週の属する月初から月末までの間にあること。		
疾病、負傷、精神障害、身体障害を有していること。		
震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっていること。		
虐待やDVのおそれがあること。		
1 か月に 48 時間から 120 時間未満の労働等を常態としていること。	保育 短時間	1 日 8 時間まで ＋ 必要に応じた 延長保育
求職活動（起業準備を含む）を行っていること。		
育児休業中であること。		

※各園の保育時間については、8 ページをご覧ください。なお、利用できる保育時間以外の利用は、延長保育料が必要になります。

就労で 1 か月の就労時間が 120 時間未満の方でも勤務形態が次の①～④のいずれかに該当するときは、保育標準時間認定に変更できる場合があります。支給認定申請書または現況届の保育必要量の区分認定に係る希望欄に☑と具体的な理由を記入してください。

No	勤 務 形 態 種 別
①	1 か月の就労時間が 120 時間に満たないが、1 日の就労時間が 8 時間を超える勤務を常態としている場合
②	1 日の就労時間は 8 時間未満であるが、勤務時間帯が保育短時間認定にかかる利用時間帯（8：30～16：30）を超える勤務を常態としている場合
③	シフト制勤務のため、勤務時間帯がまちまちであるが、主としている勤務時間のうち最も早い勤務開始時刻と最も遅い勤務終了時刻との差が 8 時間以上ある場合
④	1 か月の就労時間が 120 時間に満たないが、往復の通勤時間を含め 1 か月の就労時間を計算すると 120 時間を超える場合

○延長保育について

標準時間認定での利用者は、午後 6 時から午後 7 時までが延長保育の対象となります。

短時間認定での利用者は、午前 7 時から午前 8 時 30 分と午後 4 時 30 分から午後 7 時までが延長保育の対象となります。詳しくは、園にお問い合わせください。

〔標準時間・短時間の例〕

7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
施設の開所時間				
保育標準時間（最長11時間）				延長保育 C区分
延長保育 A区分	保育短時間（最長8時間）		延長保育 B区分	延長保育 C区分

※保育の必要量に応じた認定区分で利用できる時間帯を超える場合は、A～C区分ごとに延長保育の該当となります。月額保育料に加えてA～C区分ごとの利用回数に応じた延長保育料をお支払ください。

○認定後に変更が生じた場合の手続き

保育を必要とする要件やその内容が変更となる場合は、変更申請が必要です。保育の必要性が確認できる書類をこども保育課・各支所地域振興課へ提出してください。申請の際に「子どものための教育・保育給付支給認定変更申請書」を記入していただきます。**原則として毎月 25 日までに申請が必要となります。毎月 25 日までに申請があった月の翌月 1 日から、毎月 26 日以降の申請は申請があった月の翌々月の 1 日から適用となります。**そのため、適用となるまでの期間については、変更前の保育要件、保育必要量、保育料が適用となります。保育施設等の利用（申込）をするためには、必要書類を提出し、保育の必要性があることを認定する「支給認定（2 号又は 3 号）」を受ける必要があります。

申請が必要な事項と必要書類は、次のとおりです。

届出事項	必要書類
☐ 出産する場合	・ 保育を必要とする事由に関する証明書（就労証明書は除く） ・ 親子（母子）健康手帳の写し （父母の氏名記載ページ・分娩予定日記載ページ）
☐ 育児休業を取得する場合 ☐ 産休から復職する場合 ☐ 就労先・就労時間等を変更する場合	・ 就労証明書（証明日から 3 か月以内のもの）
☐ 離職する場合	・ 保育を必要とする事由に関する証明書（就労証明書は除く）
☐ 住所変更する場合	
☐ 家族構成を変更する場合	
☐ その他	・ その他必要な書類

その他届出事項及び必要書類は 4 ページをご覧ください。

○退園届

次の場合は退園となりますので、**退園月の 25 日までにこども保育課又は、各支所地域振興課へ退園届をご提出ください。退園日は、月の末日になります。**

- ・ 認定期間中で入園要件に該当しなくなり家庭で保育できる場合
- ・ 市外へ転出する場合
- ・ ひと月に全く登園がなかった場合

令和 9 年度 津山市の保育園（所）・認定こども園・事業所内保育所一覧

保育の必要量によって利用可能時間が異なります。なお、利用可能時間を超える場合は延長時間となります。

定員：令和 8 年度時点

保育園（所）						
施設名	定員	所在地	電話番号	開所時間	短時間	標準時間
みどりの丘保育所	120	大田 831-4	27-0300	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
倭文保育所	60	里公文 1754-1	57-3021	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
津山保育園	120	山下 30-6	22-3376	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
作陽保育園	135	大谷 412-9	22-4446	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
城西保育園	132	小田中 1381-3	22-2408	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
城北保育園	150	上河原 217-5	23-0353	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
津山乳児保育園	40	小田中 1380-6	22-6942	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
やよい保育園	170	勝部 343-2	23-0306	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
総社保育園	110	総社 27-1	23-8233	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
高倉ひかり保育園	120	下高倉西 813-2	29-0276	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
田邑保育園	60	下田邑 114-3	28-2729	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
K O K K O 保育園	90	津山口 327	24-1011	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
高野第二保育園	120	高野山西 553-1	26-4368	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
二宮保育園	90	二宮 2170	28-3245	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
広野保育園	80	田熊 2169	29-0036	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
林田保育園	90	川崎 859-1	26-2130	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
大崎保育園	80	西吉田 36-1	26-4977	7：00～19：00 (土曜：7：00～18：00)	8：30～16：30	7：00～18：00
国分寺保育園	120	国分寺 454-2	26-2032	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
城東保育園	110	川崎 732-3	22-3977	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
高野保育園	180	高野本郷 1457-8	26-1037	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
福岡保育園	50	横山 1232	22-8053	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
東津山保育園	80	川崎 170-1	26-2100	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
田町保育園	60	田町 29	22-5553	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
認定こども園						
施設名	定員	所在地	電話番号	開所時間	短時間	標準時間
勝北風の子こども園	200	新野東 600-1	36-8844	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
久米こども園	120	南方中 1744-1	57-2501	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
しらゆり幼稚園	110	上河原 153	24-4711	7：30～19：00	8：30～16：30	7：30～18：30
院庄さくらこども園	100	院庄 1039-1	28-2475	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00
加茂保育園	35	加茂町小中原 41	42-3027	7：00～19：00 (土曜：7：30～18：00)	8：30～16：30	7：00～18：00
事業所内保育所						
施設名	定員	所在地	電話番号	開所時間	短時間	標準時間
ひまわり保育園	8	川崎 1756	21-8339	7：00～19：00	8：30～16：30	7：00～18：00

認定こども園（教育利用）

○認定こども園とは

幼稚園と保育園の機能や特長をあわせもち、就学前の子どもに幼児教育と保育の両方を提供する施設です。0～2歳は保育のみ（保育の必要性の認定が必要）、3～5歳は、家庭の状況により教育・保育のどちらか（保護者の状況により教育又は、保育の必要性の認定が必要）を利用できます。

3～5歳の教育を希望する児童と保護者が仕事などで保育できないため保育を必要とする児童と一緒に生活を行い教育・保育を受けます。

また、保護者の就労等の状況が変わった場合は、教育と保育の利用を変更することもできます。

市立認定こども園（教育利用）

○入園の条件（1号認定）

津山市に居住し、次の年齢に該当する教育利用希望児童であること。ただし、転入予定の場合は、入園月の1日までに住民票が津山市にあること。

5歳児：令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ

4歳児：令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ

3歳児：令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ

○支給認定について

1. 支給認定証

津山市において教育・保育を受けることを認定した「支給認定証」（青色のA4書類）を交付します。「支給認定証」は、施設への入園に係る大切な書類ですので、認定期間内は保管をお願いします。

2. 認定区分

教育利用を希望する3歳児から5歳児の子どもは「1号認定」になります。

3. 認定内容の変更

支給認定証の内容に変更があった場合（世帯構成・保護者の氏名・住所・連絡先・子どもの氏名・保護者との続柄等）は、こども保育課への届出が必要です。

○施設一覧（市立認定こども園）

園名	募集定員	住所	電話番号
幼保連携型認定こども園 勝北風の子こども園	30	新野東 600-1	0868-36-8844
保育所型認定こども園 久米こども園	10	南方中 1744-1	0868-57-2501

○入園申請

1. 申請・面談期間等

■令和9年4月入園希望の場合

〈こども保育課・各支所地域振興課で申請〉

申請面談：令和8年11月2日（月）～ 令和8年11月13日（金）※土日祝を除く。

午前8時30分～ 午後5時15分

※11月6日（金）・11月13日（金）のみ、こども保育課では午後7時まで受付可。

■上記受付期間終了後、随時入園希望の場合

〈こども保育課で申請〉

申請面談：令和8年11月16日（月）以降 ※土日祝を除く。

午前8時30分～ 午後5時15分

※定員に達するまでは、随時受付を行います。定員に空きがある場合は、令和9年度4月入園も受付できます。定員の空き状況は、こども保育課へご確認ください。

2. 提出書類

- ①令和9年度特定教育・保育施設利用申請書
- ②子どものための教育・保育給付支給認定申請書
- ③児童状況票
- ④入園申請に係る同意書

3. その他

市立幼稚園と併願される方

「2. 提出書類」一式をこども保育課へ提出してください。

保育園、認定こども園（保育利用）と併願される方（第1希望が保育園、認定こども園の保育利用）

「保育園（所）・認定こども園（保育利用）」の書類一式をこども保育課へ提出してください。

令和8年1月1日、令和9年1月1日時点で津山市に住民票がない方

「個人番号（マイナンバー）届出書」を提出してください。

○抽選選考

入園申請受付終了時点（11月13日（金））で、申込人数が各年齢の定員を超えた場合は抽選になります。

抽選日時		対象施設名
令和8年11月18日（水）	13：30 から	勝北風の子こども園（教育利用）
	14：30 から	久米こども園（教育利用）
会場	津山すこやか・こどもセンター 1階 多目的室	

○第1希望園に定員を超えた申請があった場合、第1希望者のみで抽選します。

○抽選の実施の有無は、別途連絡させていただきます。

○抽選会へは保護者の方が必ずお越しください。

※代理可。委任状が必要です。

○抽選会の開始時間に遅刻又は欠席された場合は、棄権になります。

○申請からの流れ

- ①各種通知送付：令和8年12月下旬予定 支給認定証を送付します。
令和9年1月中旬予定 入所承諾通知書を送付します。
- ②入園説明会等：令和9年3月上旬予定 入園決定園から案内があります。
※健康診断の受診、用品や制服の注文・販売もあります。
- ③保育料決定通知送付：令和9年4月入園の場合は、令和9年4月中旬に送付します。
※5月以降入園の場合は、入園月の初旬に送付します。

○保育料・給食費

1. 保育料について

国の幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料（基本的な利用者負担額）は無償です。保育料（利用者負担額）とは別に、食材料費、行事費等は無償化の対象外となり、保護者の負担です。

2. 給食費について

主食費・副食費ともに保護者の負担です。ただし、副食費に関しては所得や世帯の状況によって免除となる場合があります。免除の有無は、保護者宛に送付する「副食費のお知らせ」にてお知らせします。

○開園日・保育時間及び休業日

開 園 日	月曜日から金曜日まで
保 育 時 間	午前8時30分から午後2時00分
休 業 日	○国民の祝日に関する法律に規定する休日 ○土曜日、日曜日及び、園行事等の振替休日 ○学年始休業日：4月1日から4月7日まで ○夏季休業日：7月20日から8月26日まで ○冬季休業日：12月25日から1月6日まで ○学年末休業日：3月26日から3月31日まで

○預かり保育

実 施 日	月曜日から金曜日。ただし、祝日、年末年始、年度末、年度初め、認定こども園行事等の振替休日等を除いた日。
預 かり 保 育 時 間	通 常 日：午後2時00分から午後4時30分（終業時間後） 長期休業日：午前8時30分から午後4時30分
預 かり 保 育 料	通 常 日：400円（おやつ代別） 長期休業日：800円（給食・おやつ代別） ※保育の必要性の認定を受けた場合、利用料が無償化の対象になります。 詳しくは、22ページ以降をご覧ください。
利 用 限 度	月12回まで ※同日利用は1回とカウントします。

預かり保育時間終了後も引き続き園での保育が利用できます。

保 育 時 間	午後4時30分から午後7時00分
保 育 料	午後4時30分から午後6時00分：200円 午後6時00分から午後7時00分：200円 ※時間帯ごとに保育料が必要となります。 ※保育の必要性の認定を受けた場合、利用料が無償化の対象になります。 詳しくは、22ページ以降をご覧ください。

※通常日・長期休業日のいずれも同様です。

○その他

学 級 閉 鎖	教育利用児のみあります。
臨 時 休 園	教育利用児のみあります。

私立認定こども園（教育利用）

私立認定こども園（教育利用）の入園を希望する場合は、各園の募集要項に沿って手続きを行ってください。私立認定こども園（教育利用）の受付は、各園で行います。

園名	募集 定員	住所	電話番号
幼保連携型認定こども園 しらゆり幼稚園	90	上河原 153	24-4711
保育所型認定こども園 院庄さくらこども園	15	院庄 1039-1	28-2475
保育所型認定こども園 加茂保育園	5	加茂町小中原 41	42-3027



幼稚園

○幼稚園とは

3歳以上の幼児を対象として、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする学校であって、小学校以降の生活や学習の基盤を培うための幼児期の教育を行う施設です。

市立幼稚園

○施設一覧

園名	募集定員	所在地	電話番号
つやま西幼稚園	90	二宮 1982-2	0868-32-8071
つやま東幼稚園	120	高野本郷 1270-1	0868-20-1971

学期の区分	休業日等	保育時間・共通
○第1学期 4月1日から7月31日まで ○第2学期 8月1日から12月31日まで ○第3学期 1月1日から3月31日まで	○国民の祝日に関する法律に規定する休日 ○土曜日及び日曜日 ○学年始休業日 4月1日から4月7日まで ○夏季休業日 7月20日から8月26日まで ○冬季休業日 12月25日から1月6日まで ○学年末休業日 3月26日から3月31日まで	○基本保育時間 午前8時30分から午後2時00分まで （ただし、第2・第4水曜日は午前8時30分から午前11時45分まで）

○入園資格

津山市に居住し、次の年齢に該当すること。ただし、転入予定の場合は、入園月の1日までに住民票が津山市にあること。

- 5歳児：令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ
- 4歳児：令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれ
- 3歳児：令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれ

○入園申請

1. 申請・面談期間等

■令和9年4月入園希望の場合

〈こども保育課・各支所地域振興課で申請〉

申請面談：令和8年11月2日（月）～令和8年11月13日（金）※土日祝を除く。

午前8時30分～午後5時15分

※11月6日（金）・11月13日（金）のみ、こども保育課では午後7時まで受付可。

■上記受付期間終了後、随時入園希望の場合

〈こども保育課で申請〉

申請面談：令和8年11月16日（月）以降 ※土日祝を除く。

午前8時30分～午後5時15分

※定員に達するまでは、随時受付を行います。定員に空きがある場合は、令和9年度4月入園も受付できます。定員の空き状況は、こども保育課へご確認ください。

2. 提出書類

- ①令和9年度特定教育・保育施設利用申請書
- ②子どものための教育・保育給付支給認定申請書
- ③児童状況票
- ④入園申請に係る同意書

3. その他

市立認定こども園（保育利用）や保育園と併願される方

「保育園（所）・認定こども園（保育利用）」の書類一式をこども保育課へ提出してください。

（4ページ参照）

令和8年1月1日、令和9年1月1日時点で津山市に住民票がない方

「個人番号（マイナンバー）届出書」を提出してください。

○抽選選考

入園申請受付終了時点（11月13日（金））で、申込者数が各年齢の定員を超えた場合は抽選を行います。

抽選日時	対象施設名
令和8年11月18日（水）9：30から	つやま西幼稚園、つやま東幼稚園
会場：津山すこやか・こどもセンター2階 多目的室	

○第1希望園に定員を超えた申請があった場合、第1希望者のみで抽選します。

○抽選の実施の有無は、別途連絡させていただきます。

○抽選会へは保護者の方が必ずお越しください。

※代理可。委任状が必要です。

○抽選会の開始時間に遅刻又は欠席された場合は、棄権になります。

○申請からの流れ

- ①各種通知送付：令和8年12月上旬予定 新規入園希望者に「支給認定証」を送付します。
- ②健康診断・面談：令和8年12月中旬予定 令和9年度新規入園希望者が対象です。
つやま西幼稚園：(予定) 令和8年12月18日(金)
つやま東幼稚園：(予定) 令和8年12月17日(木)
- ③入園決定：令和9年1月上旬予定 入園決定園から、「入園許可通知」を送付します。
- ④入園説明会：入園決定園ごとに説明会を実施します。
体験入園：入園予定の幼稚園生活を体験します。
用品注文：園生活に必要な用品や制服の注文をしていただきます。
つやま西幼稚園：(予定) 令和9年1月21日(木)
つやま東幼稚園：(予定) 令和9年1月21日(木)
- ⑤用品引渡：令和9年2月中旬予定 注文された用品を引渡します。
- ⑥入園：令和9年4月上旬に入園式を行います。

○保育料

1. 幼稚園保育料

国の幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料（基本的な利用者負担額）は無償です。保育料（利用者負担額）とは別に、食材料費、行事費等は無償化の対象外となり、保護者の負担です。

2. その他の経費

P T A会費、絵本代、牛乳代等を集金します。
通園バス利用者は、別途利用料を集金します。

○預かり保育（幼稚園型）

在園児を対象に、保護者が就労・看護・介護などに該当する場合、教育時間の前後や長期休業中に預かり保育を行います。

なお、「保育の必要性の認定」（施設等利用給付認定）を受けた場合、預かり保育の利用料が無償化の対象となります。（日額上限490円、月額12,300円まで）

実 施 日	通 常 日：月曜日から金曜日まで 長期休業期間：春休み、夏休み、冬休みの月曜日から金曜日まで ※祝日、年末年始、年度初め、幼稚園行事等による振替休日を除く
預 かり 保 育 時 間	通 常 日：教育時間の前後 午前8時00分から／午後6時00分まで 長期休業期間：午前8時00分から午後6時00分まで
預 かり 保 育 料	通 常 日：日額400～450円又は月額6,000円（別途、おやつ代50円） 長期休業期間：日額800円
そ の 他	※就労などで保育の必要性の認定事由に該当する場合は、無償化の対象になるため「教育・保育給付支給認定申請書」に加え「施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。詳しくは、21ページ以降をご覧ください。 ※施設等利用給付認定の申請は、入園決定後に別途ご案内します。

○通園バス

幼稚園への登園・降園は保護者により送迎していただきます。ただし、希望により通園バスを利用できますので、希望される場合は、「通園バス利用申請書」により、お申込みください。通園バス乗降場所までの送り迎えは保護者の責任でお願いします。運行コース、通園バスの発着時刻等は、利用希望人数等により変更になります。

〈利用料金〉：園児 1 人につき 往復利用：3,500 円（月額）

片道利用：1,750 円（月額）

※8 月は夏季休業期間中のため集金しません。

〈利用可能なバス停留所〉

つやま西幼稚園	一宮公民館	西苫田公民館	津山市役所	城西公民館	天満屋ハピーズ 東一宮店	マルイ総社店
	セブンイレブン 小田中店	南児童館	佐良山公民館	院庄公民館	田邑公民館	ザ・ビッグ 平福店
	マルイ ウエストランド店	セブンイレブン 院庄店	ファミリーマート 津山城西通り店			
つやま東幼稚園	高田公民館	清泉公民館	綾部西集会所	成名公民館	近長公会堂	津山東公民館
	河辺公民館	大崎公民館	東部運動公園	マルイ 志戸部店	セブンイレブン 川崎店	ファミリーマート 国分寺店
	セブンイレブン 大崎店	(株)ありき 津山東支店	高野山西 三区公会堂			

各園 2 台のバスで市内を回っており、申込状況によって、上記の停留所に停まります。

行きは午前 8 時頃園を出発し、午前 8 時 50 分頃までに園に到着します。

帰りは午後 2 時（月 2 回は午前 11 時 45 分）に園を出発します。

私立幼稚園

私立幼稚園の入園を希望する場合は、各園の募集要項に沿って手続きを行ってください。私立幼稚園の受付は、各園で行います。

園名	住所	電話番号
明星幼稚園	平福 875-1	28-1093
美作大学附属幼稚園	北園町 75	22-7500



～津山市の保育料(利用者負担額)についてのお知らせ～

令和8年4月1日時点

1. 保育料について

保育利用(2号・3号認定)	
3～5歳児クラス(※)	0円
0～2歳児クラス	右表のとおり

※満3歳になった後の4月1日から、小学校入学前までの3年間のことです。

教育利用(1号認定)	
0円	

2. 保育料の算定根拠について

適用	根拠税額
4～8月	保護者の令和7年度市町村民税額
9～3月	保護者の令和8年度市町村民税額

3. 算定の基礎となる市町村民税課税額について

①住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・地方公共団体への寄付金控除・配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用を受ける前の額となります。

②政令指定都市では、平成30年度から市民税所得割の税率が6%から8%に変更されましたが、従前の6%で算出した額を用います。

4. 家計主宰者の税額参照について

保護者の市町村民税額が非課税(税額0円)の場合には、

同一世帯^(※1)で保護者以外の祖父母等で最多収入者を家計の主宰者と判断し、家計主宰者と保護者の市町村民税額の合算した額で保育料を決定する場合があります。求職活動中など一時的に祖父母等から援助を受けている場合は申し出てください。

ただし、保護者の収入のみで生計が成り立っていると認められる場合は、保護者以外の市町村民税は合算の対象となりません。

※1:住民基本台帳等の形式的な要件ではなく、生活の実態で児童と同一家屋に居住している状態。

5. 年度途中の保育料変更について

世帯状況に変更(婚姻・離婚等)がある場合^(※1)、及び市町村民税額の変更(修正申告・控除否認等)がある場合^(※2)は、保育料が変更となることがあります。

※1:変更がある場合は、必ず変更申請を届け出てください。変更申請を毎月25日締めで処理し、翌月適用となります。保育料についても翌月から反映します。

※2:変更の情報を知り得た翌月から適用となります。直接、修正申告書の控え等を持参された場合も同様となります。

【0～2歳児クラスの保育料表】

(単位:円)

階層 区分	市町村民税課税額	保育料(月額)	
		標準時間	短時間
1	生活保護受給	0	0
2	市町村民税非課税	0	0
3	市町村民税 均等割のみ課税	12,500 (5,750)	12,200 (5,600)
4	市 町 村 民 税 所 得 割 額 合 算	25,000円未満 (7,000)	14,700 (6,850)
5		45,000円未満 (8,250)	17,200 (8,100)
6		48,600円未満 (9,000)	19,100 (8,750)
7		54,000円未満 (9,000)	21,900 (8,750)
8		61,000円未満 (9,000)	25,000 (8,750)
9		75,000円未満 (9,000)	27,300 (8,750)
10		97,000円未満 (9,000)	29,400 (8,750)
11		115,000円未満	34,400
12		133,000円未満	38,000
13		151,000円未満	41,300
14		169,000円未満	44,500
15		195,000円未満	48,000
16		301,000円未満	52,500
17		397,000円未満	57,000
18		397,000円以上	61,000
			59,900

※上記保育料表の()内の金額は、軽減後の保育料です。

なお、この軽減は裏面[6. 多子世帯の保育料減免について]の[③ひとり親等世帯の第1子の保育料軽減、及び第2子以降の保育料無償化]で適用となる軽減後の金額となります。

6. 多子世帯の保育料減免について

番号	種別	条件	判定結果
①	第2子の保育料軽減	保護者の市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯であり、園児が世帯の第2子 ^(※1) であること。	半額 〔保育料表の()内の金額ではありません。〕
		保護者の市町村民税所得割額が57,700円以上の世帯であり、同時に2人以上の児童が在園(同時就園 ^(※2))し、就学前の最年長の園児から第1子と数えて2番目に年齢が高いこと。	半額 〔保育料表の()内の金額ではありません。〕
②	第3子以降の保育料無償化	園児が世帯の第3子以降 ^(※1) であること。	0円
③	ひとり親等世帯 ^(※3) の第1子の保育料軽減、及び第2子以降の保育料無償化	保護者の市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯であり、ひとり親等世帯の第1子であること。	軽減後の金額 〔保育料表の()内の金額となります。〕
		保護者の市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯であり、ひとり親等世帯の第2子であること。	0円

※1 : 原則、世帯員の18歳以下の子どもで数えます。なお、大学等に通学する兄弟がいる場合は、その兄弟の在学証明もしくは学生証(いずれもコピー可)を提出することでその兄弟も含めて数えることができます。

●通園児童が、世帯員の18歳以下の子どものみで3人目以降と数えられる場合 : 兄弟の在学証明等は不要。

●通園児童が、世帯員の18歳以下の子どものみで3人目以降と数えられない場合 : 兄弟の在学証明等が必要。

【事例】〔用語説明〕 : (必要)兄弟の在学証明書等の提出が必要。 / (不要)兄弟の在学証明書等の提出が不要。

パターン①	パターン②	パターン③	パターン④	パターン⑤
第1子:19歳 大学生(必要) 第2子:17歳 高校生(不要) 第3子:該当児 →『全員含めて数えます』	第1子:19歳 大学生(不要) 第2子:17歳 高校生(不要) 第3子:13歳 中学生(不要) 第4子:該当児 →『第2子以降で数えます』	第1子:17歳 高校生(不要) 第2子:13歳 中学生(不要) 第3子:該当児 →『全員含めて数えます』	第1子:17歳 就労者 第2子:13歳 中学生(不要) 第3子:該当児 →『第2子以降で数えます』	第1子:17歳 無職 第2子:13歳 中学生(不要) 第3子:該当児 →『全員含めて数えます』 第1子は18歳の年度末

※2 : 小学校就学前のお子さんが、認可保育園・認定こども園・幼稚園・地域型保育事業・企業主導型保育事業・特別支援学校幼稚園・児童発達支援・医療型児童発達支援・情緒障害児短期治療施設通所部を利用している場合のみ数えます。(認可外保育施設等は対象外です。)

●私立幼稚園・特別支援学校幼稚園・情緒障害児短期治療施設通所部に入所、又は児童発達支援・医療型児童発達支援を利用する就学前のお子さんがおられる場合は、**在園証明書の提出が必要となります。**(提出がなければ対象児を除いて数えます。)

※3 : 該当条件は、〔①ひとり親世帯(事実婚除く)〕もしくは、〔②在宅障害児(者)が居る世帯〕となります。

ただし、次の要件を満たす必要があります。

〔①の場合〕 児童扶養手当の支給認定を受けていること(手当支給停止を含む)。

〔②の場合〕 同一世帯内の家族の障害者手帳等のコピーが提出されていること。

【補足】

I. 未婚のひとり親も保育料の軽減を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

II. 現在の世帯収入が昨年と比較して大きく減少しており、保育料の支払いが困難な場合はご相談ください。

7. 保育料の納付について

利用施設	保育料の納付方法
市立保育所 私立保育園 市立認定こども園	● 納付書 、又は 口座振替 により津山市へお支払ください。 ※納期限(口座振替日)は、毎月末日(ただし、金融機関が休業日の場合は翌営業日)です。 ※口座登録が完了するまでの間や口座振替を希望しない場合は、納付書でお支払いください。 ※納付書は対応するコンビニエンスストア及びスマートフォン決済でご利用できます。 ※納期限内に保育料の入金が無い場合は、保育料に加えて督促手数料及び延滞金を徴収します。 また、差押え等の滞納処分や法的手続きにより強制徴収を行う場合があります。
私立認定こども園 地域型保育事業所	●各施設、事業所へお支払いください。 ※支払方法については、各施設からご案内します。ご不明な点がございましたら、各施設にお問い合わせください。

※年度途中の保育料変更に伴って納付額に不足が生じた場合は、一括して追加徴収します。また、過納となった場合は、未納保育料への充当、もしくは還付します。

8. 口座振替依頼書の提出について

保育料の支払いは、口座振替を推奨しています。口座振替依頼書をこども保育課まで提出してください。^(※1)

※1 : 依頼書の提出を毎月15日締めで処理し、翌月分から適用としています。ただし、不備がある場合には登録が行えませんので不備通知のとおり訂正のうえ再提出をお願いします。なお、登録口座の指定は保護者の口座のみとし、市内に本店又は支店を有する金融機関に限ります。

【お問い合わせ先】

津山市役所 こども保健部 こども保育課 / 〒708-8501 津山市山北520番地(津山すこやか・こどもセンター内)

TEL: (0868) 32-7028(直通) ※月～金曜日(祝日除く) 8:30～17:15

給食費の支払について



給食費

3～5歳児クラス	給食費
主食費（ごはんなど）	園に直接支払 or 主食持参
副食費（おかず・おやつ）	園に支払

※金額や支払方法は園によって異なります。

※主食はお米やご飯を持参の園もあります。



☆ 副食費について

所得や世帯構成によっては、副食費が免除となる場合があります。



★ 免除になる場合は「副食費免除通知書」を送付します。

★ 免除から徴収になった場合は「副食費免除解除通知書」を送付します。
解除後は園に副食費をお支払いください。

☆ 副食費基準

保育料の階層区分			3歳児クラス以上のお子さん
1	生活保護世帯		免除
2	市民税非課税世帯		免除
3	市民税均等割のみ課税世帯		免除
4～7	市民税所得割課税世帯	所得割合算額 54,000円未満	免除
		57,700円未満	免除
8		57,700円以上61,000円未満	副食費を園にお支払いください※
		うちひとり親世帯等	免除
		61,000円以上77,101円未満	副食費を園にお支払いください※
		うちひとり親世帯等	免除
9～10		77,101円以上97,000円未満	副食費を園にお支払いください※
		97,000円以上	副食費を園にお支払いください※
11～18			

※ 保育園（所）・認定こども園等を同時に利用している第3子以降は免除

給食費の支払について



給食費

3～5歳児クラス	給食費
主食費（ごはんなど）	園に直接支払 or 主食持参
副食費（おかず・おやつ）	園に支払

※金額や支払方法は園によって異なります。

※主食はお米やご飯を持参の園もあります。



☆ 副食費について

所得や世帯構成によっては、副食費が免除となる場合があります。



★ 免除になる場合は「副食費免除通知書」を送付します。

★ 免除から徴収になった場合は「副食費免除解除通知書」を送付します。
解除後は園に副食費をお支払いください。

☆ 副食費基準

保育料の階層区分			3歳児クラス以上のお子さん
1	生活保護世帯		免除
2	市民税非課税世帯		免除
3	市民税均等割のみ課税世帯		免除
4～6	市民税所得割課税世帯	所得割合算額 77,100円以下	免除
7～10		77,101円以上	副食費を園にお支払いください ※ただし、小学校3年生以下のお子さんの中で第3子以降は免除

幼児教育・保育の無償化のご案内

3歳児クラス（認定こども園の教育利用のお子さんは満3歳から）から小学校入学前までのお子さんと、0歳から2歳児クラスで市民税非課税世帯のお子さんに対する幼児教育・保育の利用料（保育料）が無償化となります。

制度の概要について

①幼稚園、保育園、認定こども園の利用

※手続きの必要はありません（私学助成幼稚園などは除く）

- ◆3～5歳のすべてのお子さんの利用料（保育料）が無償化。
- ◆0～2歳の市民税非課税世帯のお子さんの利用料（保育料）が無償化。
 - ・新制度未移行の幼稚園（私学助成）については、月額28,000円まで無償化。
 - ・幼稚園の利用料（保育料）については、満3歳のお子さんから無償化対象となります。
 - ・通園送迎費、給食費（主食費・副食費）、行事費などは無償化対象外のため、保護者負担です。
 - ・延長保育料は無償化対象外です。



②幼稚園、認定こども園（教育利用）の預かり保育の利用



無償化の対象として施設を利用する場合は、事前にこども保育課へ申請し、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。（施設等利用給付認定）

- ◆保育の必要性の認定を受けた、3～5歳のお子さんの利用料が上限まで無償化。
 - ・満3歳は、市民税非課税世帯のお子さんのみ無償化対象となります。
 - ・通園送迎費、給食費（主食費、副食費）行事費などは無償化対象外のため、保護者負担です。

③一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター、認可外保育施設などの利用



無償化の対象として施設を利用する場合は、事前にこども保育課へ申請し、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。（施設等利用給付認定）

- ◆保育の必要性の認定を受けた、3～5歳のお子さんの利用料が上限まで無償化。
 - ◆保育の必要性の認定を受けた、0～2歳の市民税非課税世帯のお子さんの利用料が上限まで無償化。
 - ・給食費（主食費、副食費）など無償化対象外の費用もあります。
- ※未就園の方が対象となります。幼稚園・保育園・認定こども園などに在園している方は、無償化対象外です。

利用料（保育料）について

保育の必要性の認定事由
に該当するお子さん

（共働き家庭など）



利用



1 幼稚園、保育園、認定こども園

無償（私学助成幼稚園は月額
28,000円まで無償）

利用

2 幼稚園、認定こども園
（教育利用）の預かり保育

月額12,300円まで・日額上限
490円まで無償
※満3歳のお子さんは月額17,700円ま
で。

利用

3 一時預かり、病児保育、
ファミリー・サポート・センター
認可外保育施設 など

月額40,300円まで無償
※0～2歳児クラスのお子さんは
月額45,700円まで。

上記以外（専業主婦
（夫）家庭など）



利用

1 幼稚園、認定こども園
（教育利用）
※満3歳から無償化対象です。

無償（私学助成幼稚園は月額
28,000円まで無償）

※0～2歳児クラスのお子さんは、市民税非課税世帯が無償化の対象です。
※延長保育料、給食費（主食費、副食費）、行事費、通園送迎費などは無償化の
対象外です。

「保育の必要性」の認定について（施設等利用給付認定）



- ◆保育の必要性とは、保護者が就労、妊娠・出産、親族の介護などの保育を必要とする事由に該当することです。（保育園（所）の入園に必要な要件と同じです。）
- ◆施設を利用する場合は、事前に「施設等利用給付認定申請書」に就労証明書などの必要書類を添えてこども保育課に提出してください。認定後、「施設等利用給付認定通知書」を送付しますので、お手元に届きましたら、利用前に必ず施設への提示をお願いします。
- ◆保育園（所）や認定こども園（保育利用）の入園申込みの結果、不承諾となった方については、入所不承諾通知送付時点で無償化対象者と認定できる場合は、新たな申請は必要ありません。入所不承諾通知に同封し、「施設等利用給付認定通知書」を送付します。
- ◆入所不承諾通知送付時には無償化対象外だった方が、就労等により後日無償化対象となった場合は、新たに申請し、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

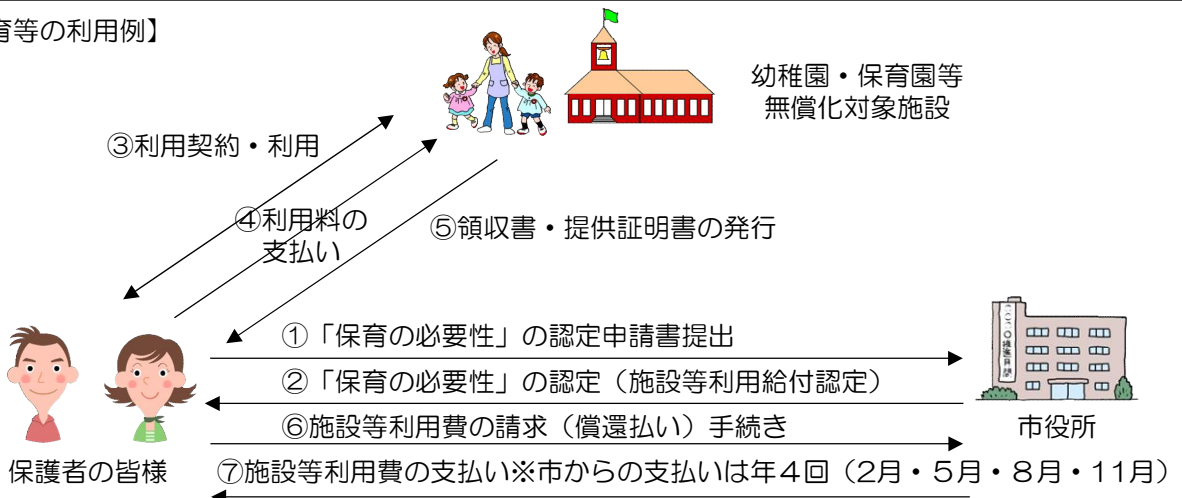


保育を必要とする理由と必要な書類

（証明書等は、証明日から3か月以内のもの）

保育を必要とする理由	必要な書類
就労（内職や就労予定を含む） 1 自営業・農業等 育児休業	●就労証明書
2 求職活動（起業準備等含む）	●保育を必要とする事由に関する証明書 （就労証明書は除く） ※妊娠出産は親子（母子）健康手帳の写しも必要 ※就学は在学証明書・カリキュラムの写しも必要 ※介護・看護・病気・障害は医師の証明欄の記載も必要 （身体障害者手帳や介護保険被保険者証等も必要）
3 保護者の就学（通学予定を含む）	
4 妊娠・出産	
5 親族の介護・看護	
6 保護者の疾病・障害	
7 災害復旧	●り災証明書 ※その他には、り災したことが分かるもの。

【預かり保育等の利用例】



※利用料の支払い方法や償還払いの手続きは園によって異なります。詳細は、認定後にお知らせします。